

## 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成25年 5月 29日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23730132

研究課題名（和文） リベラルな多文化主義によるリベラルではない文化への介入の研究

研究課題名（英文） Liberal multiculturalism and intervention into illiberal cultures

研究代表者

石川 涼子（ISHIKAWA RYOKO）

早稲田大学・政治経済学術院・講師

研究者番号：20409717

研究成果の概要（和文）：本研究はリベラルではない文化への介入という側面に注目し、リベラルな多文化社会における少数派文化集団に属する人々の自由を保障するための方策を、カナダにおける実践の事例を手がかりに現代政治理論研究の観点から考察した。とりわけカナダにおけるイスラム教徒の女性をめぐる論争と取り組みを題材に直接的・間接的介入を検討し、自由の実現という観点から見て、どのような介入がより有効であるのかを考察した。

研究成果の概要（英文）：Multiculturalism has been accused of preserving so-called “illiberal” cultural norms that are oppressive to women. Critics of multiculturalism claim that rather than giving political recognition to cultures, government should either stop respecting cultural rights at all or let those minority illiberal cultures to fade, or intervene directly into such cultures to enforce liberal rights and norms. Using several controversial cases in Canada, this study examined the effectiveness of direct and indirect intervention into such a culture.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：政治学

科研費の分科・細目：政治学、政治理論

キーワード：カナダ、多文化主義

## 1. 研究開始当初の背景

多文化主義論に対してなされる批判のひとつに、リベラルではない文化の存続を容認してしまうというものがある。文化集団の権利を承認するということが、リベラリズムの核心にある個人的自由や自律、平等といった原理を保障しないような文化も承認することに結びつくというのである。この点に関し

て、スーザン・オーキン（Susan Okin）は論文 “Is multiculturalism bad for women?”（1999）において、フェミニズムの立場から次のように述べた。多文化主義は、女性に対して抑圧的な慣習を存続させ、女性の自由や尊厳を損なう。これは、多文化主義があらゆる文化を尊重し、その存続を保障するために、必ずしもリベラリズムの価値にそぐわない

ような価値であったとしても、存続させてしまうからである。それゆえに、オーキンは文化を保護するような多文化主義をとるよりも、むしろリベラルではない文化がリベラルな価値を受け入れるように、政府は積極的に取り組むことで、文化に介入すべきだとする。このような批判に対して、多文化主義論の代表的論者であるウィル・キムリッカ (Will Kymlicka) は、*Multicultural Citizenship* (1996) の中で介入には二つの仕方があると述べた。ひとつはリベラリズムの理念を明示したうえで、それに従うよう強制する直接的介入である。もう一つは、リベラルな文化への変化を内発的に引き起こすことを期待して対話を通じた働きかけを行う仕方である。キムリッカは、前者のような強制政策が文化的少数派の反感を集め、結果として政治的不安定化を引き起こしていると述べる。ゆえに、リベラルな価値を強要するような介入は不適切であり、内的な変化を促すような間接的介入がふさわしいと述べる。

上記の直接的介入と間接的介入のうち、いずれの方策をとることが、少数派文化に属する人々の自由の実現に結びつくのかについてはこれまで十分に考察がなされていなかった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、リベラルな多文化主義会における、リベラルではないとされる文化への介入の考察を行うことである。とりわけカナダにおけるイスラム教徒の女性をめぐる論争と取り組みを題材に、自由の実現という観点から見て、直接的介入と間接的介入のいずれの方策がより有効であるのかを検討した。

2000年代なかばのカナダ・オンタリオ州で、イスラム法に基づく裁判外紛争処理 (Alternative Dispute Resolution: 以下ADR) 制度を容認すべきかどうか大きな問題となった。オンタリオ州では、州の管轄にある民事問題についてはADRが認められており、カナダ憲法に定められた諸権利やその他の法を侵害しない限りにおいて、宗教的な価値に基づいてADRを行うことができる。だが、イスラム法に基づくADRの導入は、女性の権

利や平等を損なう危険性を持つものであり、これを多文化主義の名の下に容認することは間違っているとされ、結局は宗教的なADRが全面的に禁止されるに至った。

本研究では、この事例を中心的題材として、リベラルな多文化主義をとる社会において、リベラルではないとされる文化への直接的・間接的介入がもたらしうる帰結はどのようなものかを検討した。この問いの考察を、現代政治理論研究の観点から行う文献研究と、カナダにおける実践の研究との側面から取り組み明らかにすることを試みた。

## 3. 研究の方法

本研究は現代政治理論における多文化主義とフェミニズムに関する文献考察と、カナダにおける取り組みの考察という二つの側面から研究を進めた。

まず文献研究については、については、オーキンによる“Is Multiculturalism Bad for Women?” (1999) が出版された後、アメリカやカナダにおける具体的事例を取り上げて多文化主義の政治理論を考察する研究が多数なされてきたが、その包括的評価はまだなされていない。そこで、特にリベラルではないとされる文化に対してどのような方策をとることが提案されているか、またその方策の正当化根拠はどのようなものであるかに注目し、2000年代の文献についてサーベイを行った。

また、本研究を進める中で、ケベック州において検討された文化的少数派に対する「合理的配慮」についての専門家委員会

(Consultation Commission on Accommodation Practices Related to Cultural Differences、通称Bouchard-Taylor Commission) の報告書(2009年) およびこの委員会で検討対象とされた事例も本研究で考察することとした。この委員会は、リベラルではないとされる少数派文化に属する人々をどのように処遇するかという問題に取り組むものであり、政治哲学者のチャールズ・テイラーが委員長の一を務めている。

さらに、文献研究としては多文化主義が政治統合の手段として用いられる際に生じる暴力についても再検討した。

次に、平成 24 年度にはカナダに渡航して研究を行った。8 月 4 日から 13 日まで主としてモントリオールに滞在し、研究セミナーおよび世俗主義についてのカンファレンスに参加した。この研究滞在期間に、資料・情報収集を行うとともに、現地専門家や研究者と意見交換を行った。とりわけ、上記の Bouchard-Taylor Commission に専門家アドバイザーとして参加した Jocelyn Maclure 教授から直接お話を伺うことができたことは有益であった。また、在オタワ日本大使館専門調査員・古地順一郎氏との意見交換も行い、この委員会が市民の意見を直接聞くためにケベック州各地で実施した公聴会に実際に参加した経験や、専門家としての知見を伺うことができたことも有益であった。

#### 4. 研究成果

本研究を通じて、リベラルな価値を強要するような直接的介入が、救おうとしている女性たちをむしろ排除してしまう契機を持つことにこの方策の問題点を見いだした。そして、カナダにおける実践の考察から、公的対話へ参加するための回路をリベラルではないとされる文化に属する女性にも開くような間接的介入に、より包摂的な多文化主義の可能性があることを示した。

リベラリズムの核心に個人的自由や平等の尊重という価値があることは間違いなく、女性が自由と平等を手に入れることは目指すべき目標である。そう考えると、リベラルな価値に適合する文化や慣習、法でなければ認めないという姿勢は、一見するとリベラルな社会を実現するための唯一の姿勢であるように思われる。この発想に従えば、リベラルではない文化はまず拒否され、その上でリベラルな原理に適合するよう変革を強制されることになる。実際のカナダの文脈で考えるなら、リベラルではない文化は、自分たちの文化のためにカナダから去るか、あるいはカナダのリベラルな法や文化を受け入れるかのいずれかを選択することを迫られることになるだろう。

だが現実には、このように線引きをして、リベラルな原理から少しでも外れるような文化については承認しないという姿勢は、こ

うした立場を採用するリベラリズムが最も救いたい対象としているはずの、リベラルではない宗教を熱心に信仰するような女性を公的な議論の場から疎外あるいは隔離してしまう効果を持つ。すると、オーキンが主張するようなリベラルではない文化への政府の直接的な介入は、オーキンが求めている結果をもたらさないことになる。

そのため、むしろリベラルではないとされる少数派文化集団のメンバーも自らの信仰を踏まえて公的な対話に参加できる回路を設定するという間接的介入が、リベラルではない文化内部での変革を引き起こすきっかけとなりうる。これは、リベラルではない文化を制限付きながら承認することであり、それゆえに批判も受けるだろう。だが、対話を拒否してリベラリズムを強制することとは異なり、対話を通じてお互いの妥協点を見出していくことが、リベラルで包摂的な多文化社会を実現するためのひとつの道筋となりうると思われるのである。

なお、当初は 2012 Conference for the Pacific Asia Network of Canadian Studies(中国・北京)にて学会報告の予定であったが、カナダ政府による予算廃止の影響で学会の開催が取りやめとなった。そのため、別の国際学会での報告を検討している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

石川 涼子「リベラルではない文化への介入—カナダにおけるムスリム女性をめぐる事例の政治理論からの考察」、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』、査読あり、第 15 号、2012 年、99-111 頁。

[図書] (計 1 件)

佐藤 正志=ポール・ケリー編、早稲田大学出版部、『多元主義と多文化主義の間』、2013 年、336 頁(補論 石川 涼子「多文化主義とネイション—カナダにおける多文化主義を通じた政治統合の考察」、299-320 頁担当)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石川 涼子 (ISHIKAWA, Ryoko)

早稲田大学政治経済学術院・講師

研究者番号：20409717